

高額療養費制度の自己負担上限額の引き上げをしないことを求める
意見書

医療機関等での患者の自己負担が上限額を超えた際に、その超過分を支給する高額療養費制度は、患者の負担を軽減し、国民に必要な医療を保障するセーフティネットとしての役割を果たしています。

高額療養費制度はがん患者をはじめ、重篤な疾患の患者にとってまさに命綱であり、自己負担上限額の引き上げは、受診抑制や、治療継続の断念につながりかねません。

今、日本は物価上昇に賃金が追いつかず家計が厳しい状況にあります。その上重篤な疾患の患者には就労制限を余儀なくされている方も多く、高額な治療費の支払いにより困難な生活を強いられています。以上のことから、下記の事項を要請します。

記

- 1 高額療養費制度の自己負担上限額の引き上げを行わないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

令和8年3月16日

伊 那 市 議 会